

暗号資産(1)



坂 勇一郎 Saka Yuichiro 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員。国民生活センター紛争解決委員会特別委員。金融審議会専門委員

暗号資産とは

「暗号資産」は、次のいずれかのもので(法2条5項)。

1号暗号資産	①不特定の者に対して代金の支払いに使用でき、かつ②不特定の者と売買(法定通貨との交換)ができる、③電子情報処理組織を用いて移転できる財産的価値(電子的記録)で、④法定通貨および通貨建資産でないもの
2号暗号資産	①不特定の者を相手に1号暗号資産と相互に交換できる、②電子情報処理組織を用いて移転できる財産的価値(電子的記録)で、③法定通貨および通貨建資産でないもの

暗号資産は、不特定の者への代金の支払いに使用できる点が、特定の者への代金の支払いに使用できる前払式支払手段と異なります。また、暗号資産は、法定通貨および通貨建資産でない点が、通貨建ての前払式支払手段や資金移動(為替取引)と異なります*1。

暗号資産自体は電子記録台帳(ブロックチェーン等)であり、電子記録台帳の記録により、暗号資産の移転等が行われます。一般の利用者は、通常、暗号資産交換業者を通じて、暗号資産を保有します。暗号資産交換業者は、利用者から暗号資産を預かり、対応する暗号資産を電子記録台帳上に保有

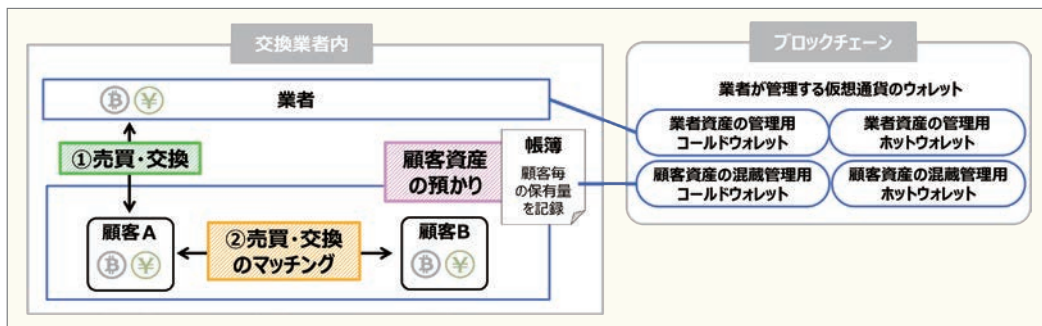
するかたちとなります(図)。

暗号資産に関する取引

暗号資産に関する取引は、暗号資産の現物取引のほか、暗号資産の価格変動に応じて金銭のやり取りを行うデリバティブ取引、電子的なトークン(証券)を発行して事業資金の調達を行うICOがあります。ICOには、資金により行う事業収益を法定通貨や暗号資産で分配する投資型ICOと、事業収益の分配を行わない投資型以外のICO(物品やサービスが提供されるもの、および直接の見返りのないもの)があります。投資型以外のICOは、暗号資産(現物)の一形態と整理され、それぞれ、次のように規制されます*2。

暗号資産関連の取引	規制法
暗号資産(現物)	資金決済法(+金融商品取引法)
暗号資産デリバティブ	金融商品取引法
投資型ICO等	金融商品取引法
投資型以外のICO	資金決済法(+金融商品取引法)

図 暗号資産交換業のしくみ



出典：金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会」第6回 事務局資料から。なお、2019年の法改正で「仮想通貨」の呼称が「暗号資産」に変更された

*1 ステブルコイン(安定した価格を実現するよう設計された通貨)の移転は、為替取引に該当し得る

*2 なお、暗号資産により出資するファンドは、集団投資スキームとして金融商品取引法(金商法)で規制される。暗号資産を投資対象とするファンドも、集団投資スキームとして金商法で規制される



以下、今回は暗号資産(現物)取引に関する資金決済法の規律について取り上げます。

暗号資産(現物)取引に関する規制は、暗号資産に関する業務を行う事業者に登録を求め、登録業者を規制する枠組みとなっています。当初、支払手段としての利用を想定して制度がつけられましたが(2017年4月施行の改正法)、投機対象として利用された実態を踏まえ、金融商品取引法(金商法)の規律を参照しつつ法改正が行われました(2020年5月施行)。なお、不公正取引規制は、金商法の規律が適用されます*3。

法および政省令のほか、金融庁の事務ガイドライン、一般社団法人日本暗号資産取引業協会(JVCEA)の自主規制が重要です。

暗号資産交換業

次の行為を業として行うことは、暗号資産交換業に該当し(法2条7項)、登録をしなければ行うことができません(法63条の2)。

- ①暗号資産の売買・交換
- ②①の媒介、取次または代理
- ③①および②に関する利用者の金銭の管理
- ④他人のための暗号資産の管理

海外で暗号資産交換業を行う者も、日本国内の利用者を対象として業務を行う場合は、登録が必要です。無登録で暗号資産交換業を行う業者は、詐欺である可能性が高く極めて危険です。

取り扱い可能な暗号資産

マネーロンダリングに利用される暗号資産や、移転記録の維持・更新に脆弱性^{ぜいじやく}のある暗号資産を取り扱わないようにするため、取扱暗号資産に関する規制が行われます。

暗号資産交換業者は、取り扱う暗号資産を、登録申請書に記載し、または、取扱暗号資産の変更に関する届出を、事前に金融庁に提出する

必要があります(法63条の3第1項7号・63条の6第1項、罰則は112条2号・114条1号)。また、暗号資産交換業者には、不適切な暗号資産を取り扱わないために必要な措置(府令23条1項5号、JVCEA自主規制「暗号資産の取扱いに関する規則」)が求められます。暗号資産交換業者の取扱暗号資産は、金融庁の「暗号資産交換業者登録一覧」の表に記載されます。

暗号資産の流出防止等

(1) 電子記録台帳上の流出

暗号資産交換業者は、利用者から暗号資産を預かり、電子記録台帳上に対応する暗号資産を保有します。

電子記録台帳上の暗号資産は、暗号資産交換業者の保有する秘密鍵(保有者であることを証明する暗号データ)により管理されます。ハッキング等により、秘密鍵が盗取され、第三者によって暗号資産が移転されると電子記録台帳上これを取り戻すことはできません。そこで、法は、暗号資産交換業者に、こうした暗号資産の流出に備える体制を求めています。

具体的には、利用者の暗号資産に対応する秘密鍵をできるだけ外部のインターネットに接続されていないウォレット(ソフトウェアやコールドウォレット)で管理すること(法63条の11第2項、府令27条3項)、日々の移転への対応のために必要最小限(5%以下)の暗号資産の秘密鍵をインターネットに接続されたウォレット(ホットウォレット)で管理する場合には、同種同量以上の暗号資産(履行保証暗号資産)を自己の暗号資産として保有し秘密鍵をコールドウォレットで管理すること(法63条の11の2、府令29条)が必要です。利用者は、利用者の暗号資産および履行保証暗号資産に対して、優先弁済権を持ちます(法63条の19の2)*4。

*3 不正行為の禁止、風説の流布・偽計・暴行または脅迫の禁止、相場操縦行為等の禁止が定められている(金商法185条の22~185条の24)

*4 ただし、第三者に移転されてしまうと権利行使ができない

仮に暗号資産交換業者において暗号資産の流出が生じた場合も、利用者は暗号資産交換業者に対し、暗号資産を引き渡すことを求める権利を失うわけではありません。しかし、暗号資産交換業者において暗号資産が確保されない状態で破綻してしま^{はたん}っては、利用者は暗号資産の引き渡しを受けられなくなってしまうことから、このような制度整備が行われています。

(2) 利用者口座からの流出

暗号資産の流出という場合、電子記録台帳上の流出とは異なり、暗号資産交換業者の利用者口座からの流出ということが起こり得ます。利用者の暗号資産交換業者におけるID・パスワードが盗取され、第三者が不正アクセスするような場合です。このような場合は、不正アクセスによる送金指示の有効性が問題となります。民法上は、原則無効で、準占有者への弁済(民法478条)が成立する場合は有効となります。もっとも、利用規約に定めがある場合は、消費者契約法等に反しない限り、その定めによります。



利用者資産の分別管理

暗号資産交換業者による流用を防止するため、暗号資産交換業者は、利用者の金銭を、信託により保全しなければなりません(法63条の11第1項)。

また、利用者の暗号資産については、自己の暗号資産と明確に区別し、かつ、利用者の暗号資産についてどの利用者の暗号資産かが直ちに判別できる状態で管理する必要があります(法63条の11第2項、府令27条1項)。



犯罪収益移転防止法上の取引時確認等

暗号資産交換業者は、①利用者の口座開設

②200万円を超える暗号資産の交換 ③10万円を超える暗号資産の移転に際して、取引時確認義務(犯収法4条1項)および確認記録・取引記録等の作成・保存義務(犯収法6条・7条)が課されます。また、暗号資産交換業者に対して、暗号資産の移転に際し、その移転元・移転先に関する情報を取得し、移転先が利用する暗号資産交換業者に通知すること(トラベルルール)が求められています*⁵。

なお、3000万円相当額を超える支払い等を海外との間で行った場合には、暗号資産による場合も、財務大臣への報告が求められます(外為法55条)。



利用者の保護等に関する措置(法63条の10)

(1) 暗号資産の交換等に際しての説明

暗号資産交換業者は、暗号資産の交換等(売買・交換、その媒介・取次・代理)を行うときは、あらかじめ、利用者に対し書面交付等の適切な方法により、次のとおり暗号資産の性質に関する説明を行わなければなりません(府令21条)。

- ①暗号資産が法定通貨でないこと
- ②価値の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあるとき、その旨およびその理由
- ③支払いを受ける者の同意がある場合に限り支払いに使用できること
- ④取扱暗号資産の概要および特性
- ⑤その他暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項*⁶

④⑤については、次の事項を含め、JVCEAが公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考にすることとされています(事務ガイドラインII-2-2-1-2(2))。

・暗号資産の主な用途

*5 2019年6月のFATF基準の改訂(勧告15・同16)。なお、金融庁の2021年3月31日付JVCEAへの要請

*6 例えば、発行者の存在する暗号資産については、発行者情報、暗号資産に表示される権利義務の有無・内容、販売価格の算定根拠等(金融庁事務ガイドライン 第三分冊 暗号資産交換業者関係[本稿では、以下、事務ガイドライン]II-2-2-1-2(2)(7))



- ・暗号資産の保有または移転のしくみに関する事項
- ・暗号資産の総発行量および発行可能な数量に上限がある場合はその上限
- ・暗号資産の流通状況
- ・暗号資産に内在するリスク

(2) 暗号資産交換業にかかる取引に際しての情報提供

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業にかかる取引を行うときは、あらかじめ、利用者に対し、書面交付等の適切な方法により、情報提供を行わなければなりません(府令22条)。その主なものは次のとおりです。

- ①暗号資産交換業者の商号・住所
- ②暗号資産交換業者である旨・登録番号
- ③取引の内容
 - ・売買・交換の場合は自己が相手方となる取引か、媒介等を行う取引かの別
 - ・取引の態様・方式
 - ・注文受付・約定処理に関する事項(スリッページ*7に関する事項を含む)
- ④暗号資産交換業者やその他の者の破綻によるリスク
 - ・暗号資産の発行者や管理者等の破綻による暗号資産の消失・価値減少リスク
 - ・暗号資産に表示される権利にかかる債務者の破綻による当該権利の毀損^{きそん}リスク
 - ・暗号資産交換業者の破綻による預託した暗号資産の返還を受けられないリスク
- ⑤利用者の判断に影響を及ぼす重要な事由による損失リスク
 - ・サイバー攻撃による暗号資産の消失・価値減少リスク
 - ・ブロックチェーンの分岐に起因するリスク
- ⑥手数料・報酬・費用の金額もしくは上限額または計算方法

- ⑦苦情・相談に応じる営業所の所在地および連絡先
- ⑧紛争解決措置等の内容
- ⑨その他取引の内容に関し参考となると認められる事項
 - ・取引に関する金銭および暗号資産の預託の方法
 - ・当該取引にかかる金銭および暗号資産の状況を確認する方法

(3) その他の利用者保護措置

前記のほか、暗号資産交換業者には、次の利用者保護措置が求められます(府令23条)。

- ①利用者保護、および暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するための体制整備
- ②詐欺等の犯罪行為が行われた疑いがあるときに、取引の停止等を行う措置
- ③インターネットによる取引を行う場合、他の者との誤認防止措置
- ④インターネットによる取引指図を受ける場合、利用者が指図内容を容易に確認し、訂正できる措置
- ⑤不適切な暗号資産を取り扱わないための措置
- ⑥暗号資産関係情報の適切な管理
- ⑦財務書類の公表に関する措置
- ⑧暗号資産の借り入れを行う場合の措置
- ⑨価格の表示に関する措置
- ⑩複数の取引方法を提供する場合の措置
- ⑪利益相反管理態勢
- ⑫不公正な行為を防止するための措置

①では、取引開始基準や取引限度額を設定すること等が求められます。

📖 広告規制(法63条の9の2)

暗号資産交換業者が広告を行うときには、次の事項の表示が必要です。

*7 利用者の注文時の表示価格と約定価格が異なること

表 禁止行為の概要

禁止行為	条文
暗号資産交換契約締結等に際して、虚偽の表示、暗号資産の性質等について誤認させるような表示	法63条の9の3第1号
広告に際して、虚偽の表示、暗号資産の性質等について誤認させるような表示	法63条の9の3第2号
暗号資産交換契約締結等または広告に際して、投機目的の取引を助長するような表示	法63条の9の3第3号
裏付けとなる合理的根拠を示さない、暗号資産の性質等に関する表示	府令20条1号
広告表示事項を明瞭かつ正確に表示しない勧誘	府令20条2号
不招請の訪問・電話勧誘	府令20条3号
勧誘受諾意思を確認しない勧誘	府令20条4号
契約を締結しない意思を表示した者への勧誘	府令20条5号
適合性の原則に違反する勧誘	府令20条6号
断定的判断の提供、確実であると誤解させるおそれのある表示	府令20条7号
利用者の不正取引規制違反のおそれを知りながら、取引またはその受託等	府令20条8号
相場もしくは取引高に基づく数値を変動させ、または取引高を増加させる目的で、売買・交換またはこれらの申込み・委託等	府令20条9号
相場もしくは取引高に基づく数値を変動させ、または取引高を増加させ実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、売買・交換等の受託等	府令20条10号
自己または第三者へ利益を図る目的で、重要な情報を第三者に伝達し、または利用する行為	府令20条11号
いわゆるフロントランニング(受注後、利用者の売買・交換の成立前に、自己または第三者へ利益を図る目的で、利用者と同一または有利な価格・数量による売買・交換)	府令20条12号
JVCEAの定款その他の規則に違反する行為で、利用者保護に支障を生じる、または、業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	府令20条13号

- ①暗号資産交換業者の商号
- ②暗号資産交換業者である旨・登録番号
- ③暗号資産が法定通貨ではないこと
- ④暗号資産の性質で、利用者の判断に影響を及ぼす重要なもの(府令18条)
 - ・価値変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨およびその理由
 - ・支払いを受ける者の同意がある場合に限り支払いに使用することができること

禁止行為(法63条の9の3)

暗号資産取引に関する暗号資産交換業者の行為規制は、禁止行為で詳細に規定されています

(表)。さらに、ガイドラインや自主規制で具体化されています。暗号資産の価格変動が大きいことや投機目的で利用されている実態を踏まえ、金商法の規制を下敷きとしています。

紛争解決措置(法63条の12)

暗号資産交換業者は、苦情処理措置および紛争解決措置を講じることが求められます(法63条の12第1項1号)。JVCEAは、苦情処理措置について、認定資金決済事業者協会として苦情相談・問い合わせを受け付けており、紛争解決措置について、東京の三弁護士会のあっせん・仲裁手続きを利用できる体制を整えています。